

少年法等の改正のポイント

1. 触法少年に係る事件の調査

① 警察の調査権の明確化

- ・ 警察官は、触法少年を発見した場合において、必要があるときは、事件について調査することができるものとする。

注：調査の内容…任意の事情聴取、搜索、押収等（逮捕はできない）

② 重大な触法事件の原則家裁送致

- ・ 都道府県知事（児童相談所長）は、重大な事件を起こした触法少年については、家庭裁判所送致の措置をとらなければならない。ただし、調査の結果、その必要がないと認めるときはこの限りでない。

注：重大な事件…故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、②死刑、無期、2年以上の懲役・禁固に当たる罪（例：殺人、傷害致死、現住建造物等放火、強盗等）

2. 14歳未満の少年の保護処分の見直し

○ 少年院の入所年齢の下限（現行14歳）をおおむね12才に引き下げ

- ・ おおむね12才以上の少年については、初等少年院・医療少年院への入所を可能にする。ただし、家庭裁判所が「特に必要と認める場合」に限る。

注：14歳未満の少年に対する処分（現行）…児童自立支援施設送致、保護観察等